

# 空き地の管理について

空き地は、その所有者が管理しなければなりません。

管理を怠ると、雑草が繁茂し、樹木の自生や害虫の発生の原因となります。

また、近隣の方々に不快感を与え、ごみの不法投棄、火災誘発場所ともなりかねません。

## 空き地所有者の皆さんへ



○雑草は6～7月が最も成長する時期でもあります。本格的に伸びてしまう前に草刈りを行うことで、草が大きく成長することを防ぐことができます。雑草の種類や大きさに応じて、定期的に除草をお願いします。

○遠方にお住まいなどで、ご自身で空き地の除草をできない場合は、専門の業者などに除草をお願いしてください。

○雑草などが生い茂り、人の手が加わっていない様子の土地には、ごみが投棄されることがあります。投棄者が特定できない場合はその土地の所有者(管理者)が自らの責任で処分しなければなりません。このため、空き地の定期的な見回り、不法投棄防止看板等の設置など適正な管理をお願いします。

## 空き地でお困りの皆さんへ



○高岡市環境政策課では、空き地に雑草が繁茂し、周辺的生活環境・景観が悪化していると認められるときには、当該空き地の所有者の調査を行い、所有者に対し除草等の適正な管理を指導しています



【空き地管理に関するお問い合わせ】

高岡市環境政策課

電話：0766-22-2144

FAX：0766-22-2341